

令和7年第10回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和7年12月12日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 7号 令和7年度定期監査報告（第2次）について
- 第 4 議案第79号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 5 議案第80号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第81号 羽幌町特別会計条例等の一部を改正する等の条例
- 第 7 議案第82号 羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第83号 指定管理者の指定について
- 第 9 議案第84号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第85号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第86号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）
- 第12 議案第87号 令和7年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第88号 令和7年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第89号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第90号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第16 発議第11号 議員の派遣について
- 第17 発議第12号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○出席議員（11名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 佐藤 満 君 | 2番 金 木 直 文 君 |
| 3番 阿 部 和 也 君 | 4番 逢 坂 照 雄 君 |
| 5番 村 上 雄 也 君 | 6番 小 寺 光 一 君 |
| 7番 磯 野 直 君 | 8番 舟 見 俊 明 君 |
| 9番 工 藤 正 幸 君 | 10番 平 山 美知子 君 |
| 11番 村 田 定 人 君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
会 計 管 理 者	豊 島 明 彦 君
総 務 課 長	伊 藤 雅 紀 君
総 務 課 主 幹	村 上 達 君
総務課総務係長	逢 坂 信 吾 君
地 域 振 興 課 長	飯 作 昌 巳 君
地 域 振 興 課 政 策 推 進 係 長	山 田 太 志 君
デジタル推進課長	竹 内 雅 彦 君
財 務 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 主 幹	門 間 憲 一 君
財 務 課 税 務 係 長	近 藤 優 樹 君
町 民 課 長	大 平 良 治 君
町 民 課 町 民 生 活 係 長	富 樫 潤 君
町 民 課 環 境 衛 生 係 長	高 野 正 晃 君
福 祉 課 長	高 橋 伸 君
福 祉 課 社 会 福 祉 係 長	高 本 勇 一 君
福 祉 課 子 ども 係 長	高 橋 司 君
福 祉 課 国 保 医 療 年 金 係 長	斉 藤 悠 理 君
健 康 支 援 課 長	棟 方 富 輝 君
健 康 支 援 課 参 事	奥 山 洋 美 君
健 康 支 援 課 介 護 保 険 係 長	山 川 恵 生 君
建 設 課 長	笹 浪 満 君
建 設 課 管 理 係 主 査	石 垣 亮 輔 君
上 下 水 道 課 長	渡 辺 博 樹 君
上 下 水 道 課 長 補 佐	熊 谷 裕 治 君
上 下 水 道 課 業 務 係 長	小 笠 原 聡 君

農林水産課長	敦賀哲也君
農林水産課長補佐	杉野浩君
商工観光課長	三上敏文君
商工観光課長補佐	木村謙彦君
商工観光課長	小笠原悠太君
観光振興係長	
商工観光課長	廣谷将大君
商工労働係長	
天売支所長	大西将樹君
焼尻支所長	藤井延佳君
学校管理課長	葛西健二君
学校管理課長補佐	
兼学校給食センター所長	佐々木慎也君
社会教育課長	宮崎寧大君
兼公民館長	
社会教育課主幹	木村康治君
学校給食センター係長	佐々木聡絵君
監査室長	木村和美君
農業委員会事務局長	敦賀哲也君
選挙管理委員会事務局長	伊藤雅紀君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鈴木繁君
総務係長	嶋元貴史君
書記	逢坂信吾君
書記	坂本樹君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

9番 工藤正幸君 10番 平山美知子君
を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第7号

○議長（村田定人君） 日程第3、報告第7号 令和7年度定期監査報告（第2次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、熊木良美君。

○代表監査委員（熊木良美君） ただいま議題となりました令和7年度定期監査報告（第2次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告をいたします。

なお、本監査の報告につきましては、逢坂監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象であります。逢坂監査委員と共に、令和7年10月21日から10月29日までのうち5日間にわたり、社会教育課ほか、御覧の対象機関を実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務が適正かつ効率的な執行かを主眼として、また経済性、効率性、有効性へも勘案し、関係書類、帳簿等の内容を確認するとともに関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務の事務に関し書類への要件記載漏れなど軽微な不備

があったものの、総じて適正な執行に努められたものと認められました。

報告書に基づき主な内容につきまして報告いたします。

2ページをお開き願います。福祉課について申し上げます。(1)、社会福祉状況、①、福祉タクシー利用状況であります。障がい程度に応じた該当者及び年度内80歳以上の高齢者を対象とし、年間の利用枚数を24枚交付、9月末現在の総交付枚数は2万1,600枚で、総利用枚数は6,575枚となっております。次に、③、令和7年度認定こども園及び幼稚園施設型給付費状況ですが、アの対象園児数は、9月末現在におきまして藤幼稚園は10名、認定こども園・まきの幼稚園が17名、保育所は65名、合計で92名であります。3ページを御覧願います。イ、負担金の支出状況では、国・道、町の合計では6,349万9,010円となっております。うち町の負担は1,823万318円であります。

9ページをお開き願います。健康支援課関係について申し上げます。(5)、特別養護老人ホームですが、①、入所者状況の利用者数は、定員110人に対しまして97人、また②、利用申請者待機状況では16人となっており、申請者における諸事情が想定されるものの適切な管理、改善を望むところであります。

次に、11ページをお開き願います。上段から2つ目の表、(9)、医師研究資金等貸付状況であります。本年度の貸付額は1人、2,900万円、返還免除額は1人で2,430万円、9月末の貸付総額は8人の5,950万円となっております。

(10)、診療看護師研究資金等貸付金状況であります。本年度からの制度運用として1人、200万円の貸付額となっております。

(11)、助産師看護師修学資金貸付状況であります。今年度の貸付額は3人で90万円、9月末の貸付総額は7人で1,601万円となっております。

(12)、助産師看護師修学基金につきましては、9月末現在額で増加、減少の差引金額の114万円が増加、929万円となっております。

次に、13ページをお開き願います。町民課関係について申し上げます。ページ中段、(2)、公営住宅管理状況、①、管理戸数及び入居状況であります。表下段の空き家戸数は113戸となっております。なお、政策空き家の75戸を除くと利用可能な事実上の空き家戸数は38戸であります。

18ページをお開き願います。(11)、生活路線バス通学定期運賃補助金交付状況であります。9月末で対象見込み8人のところ、2人に対して定期運賃の額に100分の15を乗じて得た4万5,900円を補助金として交付しております。

(12)、令和6年度の生活路線バス維持費補助金交付状況であります。羽幌町が関わる対象路線の補助金額は表の右下の合計1,229万4,000円となっております。

(13)、令和6年度の離島航路事業補助金交付状況であります。離島航路旅客運賃補助は、離島住民の高速船利用に対する当町の単独補助で、4月は10割、他の期間は3割を補助するものであり、補助額は54万8,170円となっております。次に、離島航路

旅客定期航路事業補助金であります。これにつきましても島民への運賃補助で、北海道との協調補助となっており、当町の補助金額は144万8,473円であります。下段の離島航路定期航路事業補助につきましても、航路運営に係る欠損分へ補助する国庫補助事業であります。国の補助残に対し、道と町がそれぞれ2分の1を補助、当町の補助額は5,908万7,326円であります。

21ページをお開き願います。財務課について申し上げます。(1)、町税収納状況であります。9月末現在の収納率を表の一番下、合計欄の本年度分の収納率の数値は64.90%、前年度比較で0.83ポイント増加しております。

24ページをお開き願います。出納室について申し上げます。有価証券及び出資証券の保管状況であります。株券などは会計管理者において保管し、9月末の合計額は3,482万4,000円となっております。

25ページを御覧願います。総務課について申し上げます。(1)、職員配置状況であります。表の右側、下段の合計欄に記載のとおり、職員数は現在のところ123人、定数外職員は108人、合計231人となっております。

26ページをお開き願います。地域振興課について申し上げます。ページ下段、(4)、まちづくり応援寄附金、ふるさと納税実績であります。9月末現在、個人寄附として道内478件、道外5,326件、企業版寄附金1件、合計5,805件、寄附金総額1億1,432万6,000円となっております。

27ページを御覧願います。デジタル推進課について申し上げます。当該課は、昨年度新設されたところであります。住民サービスの向上、行政業務の効率化の推進として本年度において新たに展開や導入したソフト事業を明記しております。後ほど御覧いただきたいと思っております。

28ページをお開き願います。教育委員会所管であります学校管理課について申し上げます。(1)の奨学基金運用状況の基金運用額は1,472万円で、9月末の償還は5人、32万2,000円、新規貸付けの取扱いはなく、運用額の内訳は貸付額が6人、292万2,000円、現金1,179万8,000円となっております。

(2)の前川奨学基金運用状況の基金運用額は3,000万円で、9月末では貸付け2人、108万円であり、現金が2,892万円となっております。

29ページを御覧願います。(5)、小学校、中学校の現況についてであります。10月1日現在の児童数、生徒数を前年同期と比較しますと、羽幌小学校では12名減の181人、羽幌中学校では5人増の143人となっております。

31ページをお開き願います。社会教育課について申し上げます。(4)、文化協会加盟団体状況及び(5)、スポーツ協会加盟団体状況では、9月末現在文化協会が短歌の1団体が退会し、28団体、スポーツ協会は11団体、合計39団体であり、加盟者数の合計は659人となっております。

以上で令和7年度第2次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い

い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第7号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号 令和7年度定期監査報告（第2次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第79号

○議長（村田定人君） 日程第4、議案第79号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君） ただいま上程されました議案第79号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和7年12月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されたことから、これら国の基準改正に合わせ、町で制定している各条例における規定を整理するため、これに係る整備条例を制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

本条例におきましては、第1条で羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第25号）、第2条で羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第27号）、第3条で羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第26号）、第4条で羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年羽幌町条例第7号）の4の条例について改正しようとするものであります。

改正内容を申し上げます。別途配付しております右上に議案第79号と記載されております資料を御覧願います。関係条例それぞれの新旧対照表となっており、左側が現行条文、右側が改正案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。改正の内容でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法第33条の10で定める児童等の虐待に関する規定について、新たに児童等の虐待対応への強化として保育所等の職員による虐待に関する通報の義務化に関する規定が追加されたことから、本条例第1条から第4条までの4の条例について改正するものであります。

また、地域における保育人材の確保のため、平成27年度から国家戦略特別区域法に基づく特別措置として国家戦略特別区域など、特定の地域で実施される保育士試験に合格することで登録から3年間はその地域に限り一般の保育士と同様に勤務を行うことを可能とした地域限定保育士制度について、新たに都道府県単位まで適用範囲が拡大されたことから、本条例第2条から第3条までの3の条例について改正するものであります。

なお、今回の改正に伴い必要な条文、文言等の整理も併せて改正するものであります。ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第79号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号

○議長（村田定人君） 日程第5、議案第80号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君） ただいま上程されました議案第80号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして提案理

由とその内容についてご説明申し上げます。

令和7年12月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）に伴い、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部、または一部に相当すると認められるときは代替してよいという改正が行われたことから、これら国の基準改正に合わせ、本条例における規定の整備と条文の整理を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。新旧対照表は、左に現行条文を、右に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

改正の内容でございますが、本条例第17号は、施設を利用する乳幼児及び職員の健康診断について規定しており、第1項において家庭的保育事業者の施設を利用する乳幼児に対する利用開始時の健康診断、利用開始後の1年2回の定期及び臨時の健康診断について、学校保健安全法の規定に準じて行うことを規定しており、第2項では利用開始時の健康診断について、児童相談所等において利用開始前に健康診断が行われた場合、その健康診断が利用開始時の健康診断に相当すると認められたときは、その健康診断に代えることができると規定されております。

今回の改正は、現行の規定に加え、新たに市町村等が実施する乳幼児等の健康診査が利用開始時または定期及び臨時の健康診断に相当すると認められるときは、利用開始時または定期及び臨時の健康診断に代えることができると規定されたことから改正するものであります。

ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第80号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号

○議長(村田定人君) 日程第6、議案第81号 羽幌町特別会計条例等の一部を改正する等の条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長(渡辺博樹君) ただいま上程されました議案第81号 羽幌町特別会計条例等の一部を改正する等の条例につきまして提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和7年12月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、令和8年4月1日から簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するに当たり、関係条例の整備を行うため改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町特別会計条例等の一部を改正する等の条例。

それでは、改正内容の説明を申し上げます。別紙にて配付しております新旧対照表を御覧ください。1ページを御覧ください。羽幌町特別会計条例ですが、第1条では設置について規定されておりますが、簡易水道事業が公営企業会計に移行いたしますことから、第2号、簡易水道事業を削除しております。

2ページをお開き願います。羽幌町水道事業給水条例ですが、題名に簡易水道事業を追加しております。

次に、第1条では条例の目的について規定されておりますが、簡易水道事業の設置根拠が変更となることから、規定の整備を行っております。

3ページを御覧ください。羽幌町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例ですが、題名に簡易水道事業を追加しております。

次に、第1条では設置について規定されておりますが、第1項として簡易水道事業の設置を追加しております。

次に、簡易水道事業につきましては、地方公営企業法第2条第3項において条例で定めるところにより、この法律の規定の全部、または一部を適用することができることと規定されておりますことから、法の全部を適用する旨、第1条の3として追加しております。

次に、第2条では経営の基本について規定されておりますが、第1項では簡易水道事業を対象に加え、第3項として簡易水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水

量についての規定を追加しております。

次に、第3条では組織について規定されておりますが、第2項で簡易水道事業を追加しております。

5ページを御覧ください。羽幌町水道事業等運営審議会設置条例ですが、第1条では設置について、第2条では所掌事務について規定されておりますが、それぞれ簡易水道事業を対象に加えるものであります。

次に、第3条では組織について規定されておりますが、第2項第2号におきまして委員の対象に簡易水道使用者を加えるものであります。

6ページをお開き願います。羽幌町課設置条例ですが、簡易水道事業が公営企業として設置されますことから、第1条では課の設置について、第2条では課の分掌事務について規定されておりますが、それぞれ上下水道課を削除するものであります。

以上が改正内容の説明でございます。改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第81号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号 羽幌町特別会計条例等の一部を改正する等の条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号

○議長（村田定人君） 日程第7、議案第82号 羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） ただいま上程されました議案第82号 羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和7年12月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、管理職員が事故等による緊急対応に従事する際に支給される管理職員特別勤務手当の規定を整備するため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年羽幌町条例第14号）の一部を次のように改正する。

それでは、改正文を朗読いたしますが、別途お配りしております新旧対照表と併せて御覧いただければと思います。

第2条第3項中「管理職手当」の次に、「管理職員特別勤務手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

管理職員特別勤務手当、第4条の2、前条に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、羽幌町公営企業に従事する企業職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（昭和43年羽幌町水道事業管理規程第2号）第2条に規定する週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

第15条中「当り」を「当たり」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第82号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号 羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号

○議長（村田定人君） 日程第8、議案第83号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第83号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月11日提出、羽幌町長。

1、公の施設の名称、羽幌町いきいき交流センター。

2、指定管理者となる団体の名称、札幌市中央区大通西6丁目10番地1、セントラルリーシングシステム株式会社代表取締役社長、大谷裕志。

3、指定期間、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間であります。

提案理由を申し上げます。羽幌町いきいき交流センターの指定管理者につきましては、平成28年4月1日から開始され、令和8年3月31日をもって10年間の指定期間が満了することから、改めて指定管理者を選定するために公募を行ったところでございます。公募の結果、2者から応募があり、指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、同社を指定管理者として指定したく、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第83号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎議案第84号

○議長（村田定人君） 日程第9、議案第84号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、棟方富輝君。

○健康支援課長（棟方富輝君） ただいま上程されました議案第84号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月11日提出、羽幌町長。

1、公の施設の名称、羽幌町立特別養護老人ホームしあわせ荘。

2、指定管理者となる団体の名称、羽幌町南7条3丁目1番地、社会福祉法人羽幌町社会福祉協議会会長、柳田昭一。

3、指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。

提案理由でございますが、羽幌町立特別養護老人ホームしあわせ荘は、平成18年4月1日から指定管理者制度に基づき羽幌町社会福祉協議会が指定管理者として施設の運営管理を行っております。管理運営の状況につきましては適正に行われており、職員相互がサービス提供に対する理解、知識を深めサービスの質の向上に努めております。

令和8年3月31日で指定管理が終了するに当たり、今後も入所者に対し適切なサービスを提供していくためには、入所者及びご家族と施設職員との間に継続的な人的信頼関係が必要不可欠であり、指定管理者が変更されると環境の変化から入所者の心身に影響を及ぼすおそれがあるため、指定管理者の選定につきましては非公募により行い、今回羽幌町社会福祉協議会を候補者として提案するものであります。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第84号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎議案第85号

○議長（村田定人君） 日程第10、議案第85号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、棟方富輝君。

○健康支援課長（棟方富輝君） ただいま上程されました議案第85号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月11日提出、羽幌町長。

1、公の施設の名称、羽幌町デイサービスセンター。

2、指定管理者となる団体の名称、羽幌町南7条3丁目1番地、社会福祉法人羽幌町社会福祉協議会会長、柳田昭一。

3、指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

提案理由でございますが、平成28年4月1日から指定管理者制度に基づき羽幌町社会福祉協議会が指定管理者として施設の運営管理を行ってきているところであります。管理運営の状況につきましては適正に行われており、職員相互がサービス提供に対する理解、知識を深めサービスの質の向上に努めております。

平成8年2月の開設より羽幌町社会福祉協議会へ委託しており、通所介護事業の運営実施については、北海道より羽幌町社会福祉協議会が指定を受けて行っているところですが、ハードとソフトを一体的に管理運営していくことにより効率的かつ円滑な運営が望めることから、指定管理者の選定につきましてはこれまでの運営実績、利用者負担、隣接施設との連携等を鑑み非公募により行い、今回羽幌町社会福祉協議会を候補者として提案するものであります。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第85号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第86号～議案第90号

○議長（村田定人君） 日程第11、議案第86号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）、日程第12、議案第87号 令和7年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第88号 令和7年度羽幌町後期高齢者医療特別会

計補正予算（第1号）、日程第14、議案第89号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第90号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算（第3号）、以上5件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億3,747万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ84億8,519万8,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出の2款総務費、企画費においてまちづくり応援寄附金推進事業6,000万円の増額は、ふるさと納税の増加見込みによるものであります。

同じく戸籍住民基本台帳費において共同戸籍業務電算システム管理事業1,316万7,000円の減額は、令和6年12月定例会において令和7年度の債務負担行為を設定させていただいた管内7町村で共同運用している戸籍付票システムの標準化について一部機能が令和8年度の実施となるため、その委託料を債務負担行為として追加し、当該分の委託料及び財源である国庫補助金、構成町村からの負担金をそれぞれ減額するものであります。

同じく証明書等電子公印導入事業98万5,000円の増額は、役場窓口及び両島支所で発行している住民票及び各種証明等について電子公印を導入するものであります。

次に、4款衛生費、保健衛生費において乳幼児等医療給付拡大事業142万3,000円の増額は、給付対象である小学生から高校生の医療費増加によるものであります。

次に、7款商工費、商工振興費においてハートタウンはぼろ改修事業に係る委託料839万3,000円の増額は、中央公民館の機能の一部をハートタウンはぼろの2階へ移転するため必要となる改修の実施設計、業務経費を計上するものであり、また工事請負費5,198万5,000円の増額は、建物の外壁改修及び屋上防水工事を実施するものであり、いずれも完了が来年度となることから繰越明許費として追加するものであります。

同じく観光費においてサンセットプラザ施設管理事業78万6,000円の増額は、2階大ホールの空調設備が故障しているため、その原因及び対応方法について調査業務を実施するものであります。

次に、8款土木費、道路維持費において道路維持管理委託料220万円の増額は、8月から10月に短時間で大雨が多く発生したため、路面及び側溝等の補修作業が増加したことによるものであります。

次に、10款教育費、小学校費の学校管理費において焼尻小学校施設管理事業169万8,000円の増額は、焼尻給食センター調理場のドアが老朽化により閉まらない状態となったため、取替え修繕するものであります。

同じく中学校費、学校管理費、焼尻中学校施設管理事業につきましては、本年9月の第9回定例会において補正させていただいた焼尻中学校の校舎改修に係る実施設計業務委託料について一般財源から過疎対策事業債へ財源を更正するものであります。

同じく公民館費において公民館施設管理事業96万7,000円の増額は、故障しているボイラー制御盤のほか、不都合が生じている大ホールの移動席、足元誘導灯などの消防用設備を修繕するものであります。

次に、12款公債費において償還金利子及び割引料1,794万2,000円の増額は、令和5年度に焼尻小中学校建て替え事業に係る建設用地整備のための旧焼尻高校の校舎解体工事を実施しましたが、財源として借り入れた過疎対策事業債及び辺地対策事業債について、今般建て替えから現校舎の改修に計画を変更したことにより繰上償還の必要が生じたものであります。

なお、財源につきましては減債基金繰入金を充てております。

歳入につきましては、ただいま申し上げた特定財源を増減するほか、不足分につきましては財政調整基金繰入金を充てております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ93万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,433万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出の1款総務費、徴税费において徴税業務経費93万5,000円の増額は、令和6年の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度に関し、国民健康保険税と併せて当該支援金を徴収することとされたため、それに対応するためのシステム改修を実施するものであります。

歳入につきましては、全額国庫支出金で賄われるものであります。

続いて、後期高齢者医療特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ71万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,871万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、国民健康保険事業特別会計と同様、子ども・子育て支援金制度の創設により後期高齢者医療保険料と併せて当該支援金を徴収するためシステム改修するものであり、歳出の1款総務費、一般管理費において委託料71万5,000円を増額し、歳入につきましては全額国庫支出金で賄われるものであります。

続いて、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ961万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,256万円とするものであります。

補正をいたします内容は、保険事業勘定の歳出、1款総務費、一般管理費において印刷製本費25万3,000円の増額は、令和8年2月に現行の介護保険システムから標準化システムへ移行することにより被保険者証等のレイアウトが変更となるため、新たな様式

を印刷、作成するものであり、委託料121万円の増額は令和7年度の税制改正に伴い保険料の標準段階に係る基準が見直しされるため、システムの改修が必要となるものであります。

財源につきましては、システム改修費の2分の1が国庫支出金で賄えるものであり、不足分は一般会計繰入金を充てております。

次に、2款保険給付費において介護サービス等給付費815万5,000円の増額は、居宅介護及び施設介護ともにサービス費が増加する見込みとなったものであります。

歳入につきましては、制度の基準に従い国庫支出金、道支出金及び支払基金交付金を充てて町の負担分として一般会計繰入金101万8,000円を充てております。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用で60万8,000円の増額は、夜間の漏水修繕対応に係る職員の時間外勤務手当の増額等によるものであります。

第2項営業外費用7万3,000円及び第3項特別損失38万1,000円の各増額は、給水用途誤りによる水道使用料金の過徴収分に利息を加えて返還するものであります。今回の給水用途誤りの原因は、店舗兼住宅の併用住宅において過去に家庭用と営業用の量水器を取り違えたことにより、本来家庭用として計算すべき水量を営業用として、営業用として計量すべき水量を家庭用として請求していたことにあります。使用者からの問合せにより発覚した事案であり、ご迷惑をおかけした使用者の方には心よりおわびを申し上げます。今後も同様の事案が発生しないよう、適正な水量認定に努めてまいります。

なお、資本的収支について補正はございません。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） それでは、内容をご説明いたします。

11ページをお開き願います。歳出の2款総務費、自治振興費において地方バス路線維持費補助事業25万6,000円の増額は、燃料費高騰等により影響を受けている生活路線バスを維持するため必要な補助金を増額するものであります。

13ページをお開き願います。3款民生費、国民年金事務取扱費において委託料77万円の増額は、令和7年度の税制改正により所得控除に19歳以上23歳未満の扶養親族に係る特定親族特別控除が追加されること等の変更に対応するためシステムを改修するものであり、財源につきましては全額国庫支出金で賄われるものであります。

14ページをお開き願います。6款農林水産業費、畜産業費において離島活性化事業補助金10万6,000円の増額は、焼尻めん羊事業に係るフェリー輸送費について輸入、輸出ともに増加する見込みとなったものであり、財源につきましては2分の1が国庫支出金で賄われるものであります。

16ページをお開き願います。10款教育費、事務局費においてGIGAスクール運営事業、使用料及び賃借料28万4,000円の増額は、児童・生徒用タブレット端末で利用しているセキュリティーソフトの契約期限が本年12月末となっており、1月以降も継続する必要があるため更新するものであります。備品購入費5万3,000円の増額は、離島地区における各学校のインターネット接続環境を向上させる必要があるため、Wi-Fiルーターを更新するものであります。

17ページを御覧願います。同じく小学校費の学校管理費における羽幌、天売及び焼尻各学校の運営事業、それと18ページ、中学校費の学校管理費における羽幌中学校運営事業、同じく高等学校費の学校管理費、天売高等学校管理運営事業において需用費、消耗品の計7万6,000円、備品購入費の計43万円の増額は、北海道教育委員会において教職員が私物のスマートフォンを教室等を持ち込むことを禁止したため、本町においても同様に対応する必要があることから、授業及び行事等で使用するデジタルカメラとSDカード、合計17台を購入するものであります。

18ページの上の枠、中学校費の学校管理費に戻っていただきまして、羽幌中学校施設管理事業16万円の増額は、教職員用トイレの水洗バルブに不具合が生じたため修繕するものであります。

同じく高等学校費の学校管理費において需用費の修繕料24万7,000円の増額は、体育館の床の一部が老朽化により損傷し、危険な状態になっているため修繕するものであります。

以上が一般会計の内容であります。特別会計及び公営企業会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして内容説明は省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第86号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）について歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） ページでいうと4ページです。繰越明許費でハートタウンはぼろ改修事業ということなのですが、2つのものが1つになっての改修事業だと思うのですが、これ例えば債務負担行為では駄目で、やっぱり繰越明許費という項目で出したほうがいいのかな、なぜ繰越明許費のほうで出したのかなという疑問なのですが

も。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時33分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） お答えいたします。

これ本年度中に契約しまして、前金払いというのが請求された場合、本年度中の支出ということが考えられますので、制度的にもそういうことで契約しようということで想定しておりますので、ここは債務負担行為ではなく繰越明許費のほうが正解かなということでございます。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 説明は全然理解できるのですけれども、今の感じでいうと2つの事業、設計と、あと工事の事業かなと思うのですけれども、例えば工事は自分としては契約は今年度中にするけれども、実際やるのは暖かくなってからなのかなと勝手に思ったり、実施設計に関しては今年度中に、それが2つになっているから繰越明許費なのかなという理解だったのですけれども、もっと細かいそういう契約だったり、支払いがあるという感じなのでしょうか。

○議長（村田定人君） 財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） 15ページのほうに記載してあるのですけれども、委託料のほうが実施設計と委託料で、あと工事請負費というほうが実際の工事費なのですけれども、それぞれ別契約といたしますか、そういったことで事業名としては一緒なのですけれども、それぞれ別契約で、それで同じように今年度から来年度に繰り越すような、そんなスケジュールで進めたいなというふうに考えて……

（何事か呼ぶ者あり）

○財務課長（清水聡志君） 実施設計につきましても、工事につきましても両方とも年度をまたがると、そういったことでございます。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 自分が勝手に実施設計部分の委託料に関しては、今年度中に出来上がってくるのかなと勝手に思っていたので、スケジュールを聞きたいのですけれども、このハートタウンはぼろの改修事業の実施設計はいつ頃できてくる、今年度契約するということだと思うのですけれども、いつ頃本物が出てくるのでしょうか。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午前 11 時 37 分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長、宮崎寧大君。

○社会教育課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

まず、実施設計業務のほうにつきましては、現段階の予定としまして令和8年の8月末までを予定としています。

以上です。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） 工事請負費のほうにつきましてお答えいたします。

そちらのほうは冬場あります雪解けを待ちまして工事着工いたしまして、ちょっと余裕を持って6か月ぐらいの工期でできればなというふうに考えてございます。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 分かりました。

これ実施設計の話になるのですけれども、説明では公民館の機能を移転するための実施設計ということで町長のほうから説明がありました。ただ、実施設計になってくると普通は基本設計があって、実施設計があってという並びかなとは思ったのですけれども、私自身も内容がまだ詳しく説明というか、なかったの、実際どういう、ある程度これを盛り込みますというのがあっての実施設計なのか、その辺が何もちょっと内容が見えてこないの、それも含めた実施設計なのか、その辺はどの辺まで決まっています、どの辺までを実施設計をかけていくのかという内容的なものをもう少し説明していただけますでしょうか。

○議長（村田定人君） 社会教育課長、宮崎寧大君。

○社会教育課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

実施設計の内容ということですが、現状考えておりますのは以前委員会等で説明しておりました今の中央公民館の旧館部分、そこの中の図書室だったり、小ホールだったり、書の展示室だったり、そういった機能について移転をするということでございます。その中で、今回の実施設計の中で詳細、こういった配置にするだとか、そういった細かいところは今回の実施設計の中で協議をしていって決定をしていくということでございます。

それで、今後その進み具合によりまして議会の委員会等になるかと思っておりますけれども、そのタイミングを見計らって詳細ある程度決まりましたら説明をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） そうしたら、内容的には図書室と小ホールと書道の展示室の3つが入るということはもう決定で、それ以外のものは入らないということでしょうか。この前例えば町民との懇談会とかでいろいろ、私も参加してはいないのですけれども、

様々な意見があったりだとか、あと児童館のところにはいろんなお部屋ありますよね。研修室だったり、そういう機能はほかのところで対応するということで、あくまでも3つをそこに入れるということが決まったということで、一応確認なのですが、そこをお願いいたします。

○議長（村田定人君） 社会教育課長、宮崎寧大君。

○社会教育課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからおっしゃられたような、先ほど私が申し上げた以外の部分が全て全くないということではなくて、そういったところも含めて今後実施設計の中で協議をしていって、その結果もしかすると今の旧館の機能以外のものも使えるようなことになるかもしれません。その辺は今の段階ではっきりと申し上げられませんが、実施設計の中で他の要素の部分がありましたら、そういうところも含めて協議をしていきたいという考えでおります。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 理解はするのですが、自分としてはある程度もう要求、こういうのが入る実施設計を発注するのかなと思っていたので、それまでの間にまだいろんな機能が入ったり、抜けたりだとかというのが入ってくる。だから、その3つ以外も入ってくる可能性もあるし、入らないかもしれないという段階での実施設計ということで理解は改めてなのですが、よろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 社会教育課長、宮崎寧大君。

○社会教育課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

基本のベースは、前申し上げたような旧館の今ある機能がベースとなりますけれども、それががちがちで決まったわけではなくて、それ以外は全く入らないとか、そういうような状況ではないというふうに思っていて、可能性としてまたそういった別な部分でご意見があるものにつきましては、そういうことができるのかどうかを実施設計の中で検討していきながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） まだ余力があるのかなという感じだったので、ちゃんと決まっているのかなと思ったらまだ入る余地があったりだとか、実施設計の中でまだその辺がちょっとあれですけど、理解しました。よりよい施設になるような協議なり、お金もかかってくるものになってくるので、やっぱりいいもの、町民にとっていい設計ができるように進んでいってほしいと思っております。

もう一つ確認が、そういうやり取りは今後は例えばハートタウンの改修事業として行うのか、それとも公民館が主導してやるのか、その辺のすみ分けというのはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（村田定人君） 社会教育課長、宮崎寧大君。

○社会教育課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

内部の改修のほうになろうかと思えます。これは、うちのほうの機能が移転することによって伴うものかと思えますので、その内部の改修の部分については今後設計が出来上がりましたら、工事費用いつかの段階で補正をさせていただいて進めていくと。そういう部分については、うちの課が主体となっていくことだろうと思えます。

それ以外の外部の部分は建物自体の話になってきますので、そちらは商工観光課のほうの主体というふうな流れになろうかと思えます。

以上です。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） そんな深掘りはしないのですけれども、それだったら例えばこれは教育委員会の経費で事業を上げるということにはならないで、やはりハートタウンの中の実施設設計ということになるのかな。何かその辺が、せっかく教育委員会の分野で設計をかけるということであれば科目がちょっと違うのかなとは思うのですけれども、その辺は教育委員会の中でやらないで、あくまでもハートタウンの事業の中で支出していくということでもいいですか。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） お答えいたします。

これは、目的によって科目というのはそれぞれ予算執行科目のほうにつけるのですけれども、この場合そもそもハートタウンという施設自体が商業複合施設ということで今までやってきまして、まだ転用かかっていないという段階でもありますので、今回についてはまず一体的にこっこの7款の商工費でいきましょうという、そういう決めでいきましたので、そういうことをご理解いただければというふうに思います。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 今ので理解しました。

今課長の話の中で今後、今は商業施設ということで扱っていて、まだ転用がかかっていないということなので、今後建物の2階部分は転用をかけていくという捉えでよろしいですか。建物全体ではなくて、あくまでも階によって、3階に関してはまた商工会だとかあるので、2階に関してはそうしたら転用をかけてするという確認でした。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午前 11 時 49 分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） お答えいたします。

お答えになるかどうか分からないですけれども、現時点でもうそういうふう決めてかかったというのではなく、これから協議しながら社会教育的な要素の部分は 10 款につけるのが妥当でしょうし、そういったことを検討しながら次年度以降の予算になると思いますけれども、そういった予算措置していければいいかなというふうに思っております。

○議長（村田定人君） 4 番、逢坂照雄君。

○4 番（逢坂照雄君） 確認で、聞き漏らしたのですけれども、同じく 15 ページのサンセットプラザ施設管理事業で 78 万 6,000 円、設計調査等委託料になっているのですけれども、中身聞き漏れたので、ちょっとご説明いただければと思います。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） お答えいたします。

サンセットプラザの施設の委託料なのですけれども、ホテルの 2 階大ホールにある空調施設の 2 基があるのですけれども、そちらが不調ということで、その不調原因等の調査設計の委託を行うものでございます。

○議長（村田定人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第 86 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 86 号 令和 7 年度羽幌町一般会計補正予算（第 7 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号 令和 7 年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号 令和7年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 令和7年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号 令和7年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

◎発議第11号

○議長(村田定人君) 日程第16、発議第11号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思っております。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第12号

○議長(村田定人君) 日程第17、発議第12号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） これで本日の議事日程は全部終了しました。
したがって、令和7年第10回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前11時56分）